

龍ヶ崎市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険の加入の要件化について

建設工事の入札参加資格として、経営事項審査の審査基準日時点で社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していることを要件とします。

※法令により適用除外とされる事業者は除きます。

2 法定外労災保険の加入の要件化について

建設工事の入札参加資格として、経営事項審査の審査基準日又は申請日時点で法定外労災保険へ加入していることを要件とします。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5業種になります。

4 名簿の登載期間

令和7年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和5・6年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

入札参加資格者名簿につきましては、龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループにおいての閲覧及び市公式ホームページにより公表します。

6 個別書類について

市内に本店又は営業所を有している方で、当市に納税義務がある方は、次の書類を提出してください。

個別書類	市内本店	市内営業所	摘要
納税証明書（未納税額のない証明・個人用） 又は 納税証明書（未納税額のない証明・法人用）	○	納税義務がある場合○	龍ヶ崎市役所税務課にて証明書発行 （代理人が申請する場合は委任状が必要）

7 問合せ先

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ
電話 0297-60-1551（直通）

8 その他

（1）変更の届け出等

① 登録事項の変更

登録後に次に掲げる事項に変更が生じたときは、変更届に変更事項を記入・押印し、下記書類を添えて、速やかに手続きをお願いします。様式は市ホームページからダウンロードできます。

変更事項	添付書類
商号又は名称 所在地又は住所 代表者	会社・法人の登記事項証明書（写し可） 委任状（委任している場合） 使用印鑑届（印鑑が変更となる場合）
受任者	委任状
電話番号	添付書類不要
建設業の許可	建設業の許可通知又は建設業許可証明書（写し可）
実印又は使用印鑑	印鑑証明書（写し可・実印が変更となる場合）

	又は使用印鑑届（使用印鑑が変更となる場合）
資本金	会社・法人の登記事項証明書（写し可）

② 経営事項審査結果

経営事項審査の有効期間は、1年7か月です。したがって、申請書に添付した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期間が満了する前に、新たな「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出してください。

③ 入札参加資格の地位の承継

有資格者である法人が合併若しくは消滅又は個人が死亡若しくは営業を廃止したときは、直ちに届け出てください。この場合において、合併後存続する法人、合併により設立された法人、相続人又は有資格者である個人がその営業のために使用していた財産の全部を提供して設立された法人は、所定の手続きにより当該有資格者の地位を承継することができます。（詳細は、別途問い合わせてください。）

（２）入札参加資格の取消し

有資格者が次のいずれかに該当するときは、当該資格の決定を取消するとともに名簿から抹消します。

- ① 建設業許可の取消しを受けたとき、又は失効したとき。
- ② 営業を廃止したとき。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札に参加させないこととした者に該当することとなったとき。
- ④ 申請書その他の書類に虚偽の事項を記載したとき。
- ⑤ 共同企業体にあつては、当該共同企業体を解散したとき。
- ⑥ 名簿の公表を拒否したとき。